

事務連絡  
令和2年2月18日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について（周知）

新型コロナウイルス感染症につきまして、その感染拡大の防止に向け、ご協力賜り、誠にありがとうございます。

本日、厚生労働省は、別添の「横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について」を発表しました。

本発表で厚生労働省は、横浜港にて着岸検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」に関し、健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客については、新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかであることから、順次下船し、日常生活に戻ることができる、との見解を示しております。

また、本クルーズ船から搬出される荷物の安全性についても、現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はなく、WHOも、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしています。

貴団体等におかれましては、本件について、傘下事業者にも周知頂くとともに、感染拡大の防止と併せ、上記についても適切な対応がなされますようよろしくお願い申し上げます。

**【参考】**

○厚生労働省ホームページ（横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の健康観察期間終了に伴う下船について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09577.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09577.html)

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

国土交通省海事局船舶産業課

峰岸 minegishi-t2gw@mlit.go.jp

松尾 matsuo-r27v@mlit.go.jp

国土交通省海事局外航課

永井 nagai-t29n@mlit.go.jp

国土交通省海事局検査測度課

野宮 nomiya-m2ni@mlit.go.jp

大江 ohe-k2x7@mlit.go.jp

国土交通省海事局海洋・環境政策課

鈴木 suzuki-t2bu@mlit.go.jp

滝沢 takizawa-f2eh@mlit.go.jp

国土交通省海事局船員政策課

田口 taguchi-y25x@mlit.go.jp

速水 hayami-a57ru@mlit.go.jp

## 【別記】

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本船用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
上海フェリー株式会社  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シップスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本船用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング  
DNV GL AS  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
CCS  
一般社団法人 大日本水産会  
一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
全日本海員組合  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会  
一般財団法人 日本モーターボート競走会

全国モーターボート競走施設所有者協議会

一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会

公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

公益財団法人 日本海事科学振興財団

報道関係者 各位

令和2年2月18日

【照会先】

厚生労働省

医薬・生活衛生局 検疫業務管理室

検疫業務管理室長 大重 修一（内線 2461）

室長 補佐 石田 恵一（内線 2463）

健康局 結核感染症課

課長 日下 英司（内線 2389）

課長 補佐 加藤 拓馬（内線 2373）

（代表電話）03(5253)1111

### 横浜港で検疫中のクルーズ船の乗客の 健康観察期間終了に伴う下船について

2月3日に横浜港に到着し、現在着岸検疫を実施中のクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」については、2月5日の朝以降、感染が拡大することのないよう乗客全員の自室での待機をお願いし、健康観察を行っております。これまで、横浜港到着時に乗船していた乗客のうち、入院加療が必要な方、新型コロナウイルスへの感染が確認された方、高齢の方、基礎疾患を有する方等を含む一部の乗客が、検疫法第5条第3号に基づき、緊急やむを得ないと認められ、検疫所長の許可を受け、下船したところです。

健康観察の開始から14日目となる2月19日までの間、発熱・呼吸器症状等の症状がなく経過し、ウイルス検査で『陰性』であることが確認された乗客については、WHOにおいて健康観察の対象とすべき期間が14日間とされていること等を踏まえ、新型コロナウイルスに感染しているおそれはないことが明らかであることから、2月19日、検疫法第5条第1号に基づき、検疫所長から順次上陸が許可され、下船し、日常の生活に戻ることができるものと考えています。

【参考】 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）（抄）

（交通等の制限）

第 5 条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。

二 （略）

三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

**※クルーズ船から搬出される荷物の安全性について**

現在のところ、ウイルスが見つかった場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルスに感染したという疫学的情報はありません。WHO も、一般的に新型コロナウイルスは、手紙や荷物のような物で長期間生き残ることができないとしています。

【WHO の情報】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

【国立医薬品食品衛生研究所の情報】

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/microbial/2019-nCoVindex.html>